

犯罪被害補償金申請書

年度補審字第 号

申請人	氏 名	性別	生年月日	国民身分証統一番号 (外国籍の者は居留証番号又は はパスポート番号を記入)	職 業
	住所				電話番号又は携帯電話番号
	本籍地：				
	連絡住所：				
代理人	氏 名	性別	生年月日	国民身分証統一番号 (外国籍の者は居留証番号又は はパスポート番号を記入)	職 業
	住所				電話番号又は携帯電話番号
	本籍地：				
	連絡住所：				

	連絡住所：		
被害者	氏名	性別	生年月日
	国民身分証統一番号 (外国籍の者は居留証番号又はパスポート番号を記入)		職業
	住所		電話番号又は携帯電話番号
	本籍地：		
	連絡住所：		
補償申請の種類・項目及び金額	<input type="checkbox"/> 遺族補償金	被害者の負傷による医療費の支出	新台幣ドル _____ NTD
		被害者の死亡による葬儀費用の支出	新台幣ドル _____ NTD
		被害者の死亡により履行できなくなった法定扶養義務	新台幣ドル _____ NTD
		被害者の死亡により家族が被った精神的苦痛に対する慰謝料	新台幣ドル _____ NTD
	<input type="checkbox"/> 重傷補償金	被害者の負傷による医療費の支出	新台幣ドル _____ NTD
		重傷を受けた被害者が喪失若しくは減少した労働能力又は増加した生活上負担	新台幣ドル _____ NTD
		被害者が被った精神的苦痛に対する慰謝料	新台幣ドル _____ NTD

	<input type="checkbox"/> 性犯罪補償金	被害者の負傷による医療費の支出 新台湾ドル_____NTD 性犯罪被害者が喪失若しくは減少した労働能力又は増加した生活上負担 新台湾ドル_____NTD 被害者が被った精神的苦痛に対する慰謝料 新台湾ドル_____NTD
申請人と被害者の関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子女 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他_____	
補償金の支給方法	<input type="checkbox"/> 一括払い <input type="checkbox"/> 分割払い（__期に分け、1期を__か月とする。）	
補償金	被害の発生状況及び被害の届出の状況	
申請の事実及び理由	補償項目、金額の説明及び計算方法	
	被害者又はその遺族と加害者の関係、及び加害者の基本情報	加害者の氏名： _____ 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 説明：

	補償金申請 の優先順位 の説明	
	その他の事 実及び理由	
加入している社会保 険の名称	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 労働者保険 <input type="checkbox"/> 公務員・教育関係者保険 <input type="checkbox"/> 軍人保険 <input type="checkbox"/> 農民健康保険 <input type="checkbox"/> 学生団体保険 <input type="checkbox"/> 就業保険 <input type="checkbox"/> 自動車強制責任保険 <input type="checkbox"/> 国民年金保険 <input type="checkbox"/> その他：	
支給を受けている社 会保険の名称及び金 額		
損害賠償の支給を受 けている項目及び金 額		

その他の法律規定により金銭の支給を受けることができる項目及び金額	
添付資料	

台湾_____地方検察署犯罪被害者補償審査委員会 御中

申請人：_____（署名捺印）

代理人：_____（署名捺印）

中 華 民 國 年 月 日

注：本申請書の記入に関する注意事項は裏面に記載されている。

犯罪被害補償金申請書の記入に関する注意事項

- 一、「申請人」欄には、漏れなく記入すること。
- 二、遺族補償金を申請できる遺族が複数人で共同申請を行う場合は、個別に申請書を提出し、補償申請の項目、金額及び理由などの補償関連事項をそれぞれ明記すること。
- 三、代理人がない場合は、「代理人」欄に記入する必要はない。
- 四、補償金の種類は、必ずそのうちの一つを選択し、チェックボックスにチェックすること。
- 五、補償金の項目及び最高金額は、次のとおりとする[犯罪被害者保護法（以下「本法」という。）第9条第1項、第2項、施行細則第5条第1項、第2項]：
 - (一) 遺族補償金の項目及び最高金額は次のとおりとする。
 - 1、被害者の負傷による医療費の支出総額は、40万台湾元を限度とする。
 - 2、被害者の死亡による葬儀費用の支出総額は、30万台湾元を限度とする。
 - 3、被害者の死亡により履行できなくなった法定扶養義務に対する補償額は、100万台湾元を限度とする。
 - 4、被害者の死亡により家族が被った精神的苦痛に対する慰謝料は、40万台湾元を限度とする。
 - (二) 重傷補償金の項目及び最高金額は次のとおりとする。
 - 1、被害者の負傷による医療費の支出総額は、40万台湾元を限度とする。
 - 2、重傷を受けた被害者が喪失若しくは減少した労働能力又は増加した生活上負担に対する補償額は、100万台湾元を限度とする。

3、被害者が被った精神的苦痛に対する慰謝料は、40 万台湾元を限度とする。

(三) 性犯罪補償金の項目及び最高金額は次のとおりとする。

1、被害者の負傷による医療費の支出総額は、40 万台湾元を限度とする。

2、性犯罪被害者が喪失若しくは減少した労働能力又は増加した生活上負担に対する補償額は、100 万台湾元を限度とする。

3、被害者が被った精神的苦痛に対する慰謝料は、40 万台湾元を限度とする。

六、申請人が社会保険、損害賠償の支給又は犯罪行為による被害を受けたことでその他の法的規定に基づき受けることができる金銭的支給を受けた場合は、犯罪被害補償金からこれを控除しなければならない（本法第 11 条）。よって、当該状況があった場合、申請人は隠蔽することなく事実のとおり記入しなければならない。

七、社会保険とは、国民健康保険、労働者保険、公務員・教育関係者保険、軍人保険、就業保険、農民健康保険、学生団体保険、自動車強制責任保険、国民年金保険その他法務部が関連事業の主務官庁と共同で認可した社会保険を指す。

八、「申請人と被害者の関係」欄は、必ずそのうちの一つを選択し、チェックボックスにチェックすること。重傷補償金、性犯罪補償金を申請する者は、「本人」のチェックボックスにチェックすること。

九、「補償金の支給方法」欄は、必ずそのうちの一つを選択し、チェックボックスにチェックすること。

十、「補償金申請の事実及び理由」欄には、以下の事項を明記すること（記入スペースが足りない場合は、別の用紙に記入し、添付して提出することができる）。

- (一) 被害発生 の 時間、場所、死亡者 の 氏名、性別、生年月日、国民身分証統一番号（外国籍の者は居留証番号又はパスポート番号を記入）、職業、職場所在地、居住地、死亡時間又は重傷を受けた状況など、被害の発生状況及び被害届の提出状況
- (二) 補償項目、金額の説明及び計算方法
- (三) 被害者又はその遺族と加害者の関係。加害者の基本情報はできるだけ詳しく記入すること。
- (四) 遺族補償金を申請する場合は、補償金申請の優先順位
- (五) その他の事実及び理由（再審査委員に、直接に決定するよう申請した場合、審査委員会が所定の期間内に決定を下さなかった事実は、「その他の事実及び理由」欄に記入すること）

十一、遺族補償金を申請できる遺族は、以下の順位により定める（本法第 6 条）。

- (一) 父母、配偶者及び子女
- (二) 祖父母
- (三) 孫
- (四) 兄弟姉妹

祖父母、孫又は兄弟姉妹が「被害者の死亡により履行できなくなった法定扶養義務」に係る補償金を申請する場合は、被害者の扶養により生活を維持している者に限る。

十二、次に掲げる各号の一に該当する者は、遺族補償金を申請することができない（本法第 8

条)。

(一) 故意又は過失により被害者を死亡させた者

(二) 被害者が死亡する以前に、被害者の死亡による遺族補償金申請の先順位者又は同順位者を故意に死亡させた者

(三) 被害者が死亡した後に、被害者の死亡による遺族補償金申請の先順位者又は同順位者を故意に死亡させた者

十三、「添付資料」欄には、添付した書類の名称を記載すること。当該書類は、被害者の死亡証明書その他被害者の死亡を証明できる書類、戸籍謄本その他遺族の優先順位を証明できる書類、被害者の負傷によりかかった医療費又は葬儀費用に関する支出証憑、被害届の証明書類などの関連資料である。

十四、犯罪被害補償金の申請は、法により、書面をもって犯罪地の犯罪被害者補償審査委員会に対しこれを行うものとする。「本受理機関欄」には、管轄の〇〇地方裁判所検察署犯罪被害者補償審査委員会を記入すること。

十五、申請人は申請書に署名又は捺印しなければならない。代理人に申請を委任した場合、申請人及び代理人は申請書に署名又は捺印するとともに、委任状を提出しなければならない。

十六、本申請書には、申請日を記入しなければならない。

十七、本法関連規定の抜粋

(一) 次に掲げる各号の一に該当する場合は、その損失の全部若しくは一部を補償し

なくてもよい（本法第 10 条）。

1、被害に、被害者の責めに帰すべき事由があった場合

2、被害者又はその遺族と犯罪行為者の関係その他の事情を斟酌したうえで、一般社会通念により補償金の支給が妥当でないと認める場合

(二) 受領した犯罪被害補償金が次に掲げる各号の一に該当する場合は、当該補償金を返還しなければならない（本法第 13 条）。

1、申請人が既に社会保険、損害賠償の支給を受けており、又は犯罪行為の被害によりその他の法的規定に基づいて金銭の支給を受けたことで、前述金額を控除する必要があった場合、又は損害賠償を重複して受けた場合、その支給された又は支給され得る金額の範囲において、犯罪被害補償金を返還するものとする。

2、調査により、犯罪被害補償金を申請できない者であることが明らかになった場合は、当該補償金を全額返還するものとする。

3、虚偽その他正当でない方法により犯罪被害補償金を受領した場合は、当該補償金を全額返還するほか、受領日から起算した当該補償金の利息も加えなければならない。

(三) 犯罪被害補償金の申請は、犯罪被害を知った時から 2 年が経過した場合、又は犯罪被害が発生した時から 5 年が経過した場合は、これを行うことができない（本法第 16 条）。

(四) 大陸地区の人民が大陸地区において、犯罪行為により被害を受けた場合は、本法を適用しない（本法第 32 条）。

(五) 本法の規定に基づく補償金の申請は、犯罪の行為又は結果が本法施行後に発生した場合に限る（本法第 34 条）。